

## 第 号決議案

### 中原徹教育長に対する辞職勧告決議

中原教育長は、平成25年2月に松井知事から教育委員に任命され、大阪府議会としてもその同意を行ったところである。

しかしながら、平成26年9月定例会に提出された認定こども園条例の改正手続の際に、他の教育委員に対するいわゆるパワーハラスメント行為が明らかとなり、第三者委員会による調査が行われ、今般、その報告書がまとめられた。

それによれば、中原教育長は、他の教育委員はもとより事務局職員に対しても自らの優位な地位を利用した威圧的な言動を恒常的に行い精神的苦痛を与えていたことが認定されている。また、この結果、組織内部での意思形成過程に負の影響が出ているとも指摘されているところである。

教育委員は、人格高潔で教育に識見を有する者から任命することが法律で定められており、また、その中において教育長は、教育委員会の指揮監督の下に教育委員会のすべての事務をつかさどるなどきわめて重要な立場にある。

人権侵害まで指摘される中原教育長がその職にとどまれば、本府の教育行政、ひいては学校教育に極めて大きな損失となることは明白であって、中原教育長は教育長として不適格であることはもちろん、もはや法律に定める教育委員としての資格要件も満たしていないと言わざるを得ない。

よって、大阪府議会は、中原教育長に辞職を勧告し、自ら辞職しない場合においては、松井知事による罷免を求める。

平成27年3月 日

大阪府議会